

# 目黒会東海支部規約

## 第1条(名称)

本会は、目黒会東海支部(以下「支部」という)と称する。

## 第2条(目的)

支部は、目黒会の東海地域の会であって、会員相互の親交と情報交換をはかることを目的とする。

## 第3条(会員)

支部の会員は、主として東海地域に在住する目黒会会員(正会員に限らない)とする。

## 第4条(役員)

支部に次の役員をおく。

支部長	1名
副支部長	3名以内
幹事	若干名

## 第5条(役員を選任)

役員は会員の推薦により選任する。支部長、副支部長は幹事の互選により選任する。

2 支部長は目黒会正会員とする。

#### 第6条(役員の任期)

役員の任期は1年とする。但し、再任は妨げない。

#### 第7条(役員の職務)

支部長は会支部を代表し、会を運営する。

2 副支部長は支部長を補佐し、支部長に事故のあるときは支部長の職務を代行する。

3 幹事は会の会計事務、庶務を行う。

#### 第8条(総会)

支部は毎年1回支部総会を開催し、支部の重要事項について審議する。議事は出席者の過半数の同意をもって決定する。

#### 第9条(支部代表代議員)

支部は目黒会の要請に従い、支部の正会員の中から1名の支部代表代議員を選任する。

2 支部代表代議員の選任は支部総会での議決によることを基本とし、支部総会の開催が困難な場合は支部役員会にて決定するものとする。

3 支部代表代議員の選任時期・任期等の条件は目黒会からの要請に含まれるものとする。

4 支部代表代議員に欠員が生じた場合、第1項、第2項に従い、速やかに補充の支部代表代議員を選任する。

5 補充の支部代表代議員の任期は、前任の支部代表代議員の任期を引き継ぐものとする。但し、補充代議員の残りの任期が6ヶ月未満の場合は選任しない。

#### 第10条(個人情報保護)

支部役員、支部代表代議員及び支部が管理する事務局員は、一般社団法人目黒会個人情報保護規程を準用し、個人情報の保護に努めなければならない。

#### 第11条(経費等)

支部の経費は会員よりの会費、寄付金および目黒会の支部助成金をもってこれにあてる。

#### 第12条(会計年度)

支部の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間とする。

#### 第13条(規約改正)

本規約は支部総会出席者の過半数の同意をもって改正することができる。

#### 附 則

本規約は平成20年11月1日から適用する。

平成24年11月3日 改定